

令和5年4月1日

鈴鹿病院長

法令等違反行為に関する外部通報制度について

国立病院機構においては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づいて外部通報制度を定め、職員等以外の皆様からの、法令等違反行為に関する通報に対応しています。

1. 通報相談窓口

通報又は相談を受け付ける窓口（通報相談窓口）を設置し、職員（通報相談員）を配置しています。

当院に関する通報相談窓口は、当院の事務部管理課、東海北陸グループ担当理事部門及び本部の内部統制室です。

なお、グループ担当理事部門や本部の内部統制室においても、通報相談窓口として、皆様からの通報を受け付けることは可能です。

【当院の窓口】

鈴鹿病院事務部 庶務班長

住 所： 〒513-8501

三重県鈴鹿市加佐登町3-2-1

電話番号： 059-378-1321

※電話受付時間 10:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）

メー ル： 316-kanrika@mail.hosp.go.jp